

熊本市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情処理要綱

制定 令和元年 7月 1日公告第117号
改正 令和5年 3月10日工事契約課長決裁
令和7年 5月 1日総務局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び法第17条第1項に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえ、熊本市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下、「工事等」という。）の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情を適切に処理するための手続きに関し必要な事項を定める。

(対象となる工事等)

第2条 本要綱により苦情処理の対象となる工事等は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約によるものとする。ただし、建設工事建設工事においては予定価格が400万円を超えないもの及び建設工事に係る業務委託においては予定価格が200万円を超えないものを除く。

2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特定を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約にあっては、熊本市特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要領（平成24年公告第308号）に基づき熊本市入札等監視委員会（以下、「委員会」という。）により苦情処理を行うものとする。

(対象となる措置)

第3条 本要綱により苦情処理の対象となる措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号。以下「措置要綱」という。）の規定による指名停止
- (2) 措置要綱の規定による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

(苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲)

第4条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 一般競争入札

ア 熊本市一般競争入札実施要領（平成19年告示第230号。以下「実施要領」という。）に規定する入札後審査方式については、落札候補者となった者のうち、競争入札参加資格がないと認められた者で、当該理由に対して不服がある者は、市長に対して、競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

イ 実施要領に規定する入札前審査方式については、競争入札参加資格の確認を行った者のうち、競争入札参加資格がないと認められた者で、当該理由に対して不服がある者は、市長に対して、競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

ウ ア及びイのうち、熊本市建設工事に係る業務（建設コンサルタント等業務）委託総合評価一般競争入札試行要領（平成21年告示第565号）、熊本市建設工事簡易型総合評価一般競争入札実施要領（平成24年公告第316号）、熊本市建設工事施工計画型総合評価一般競争入札試行要領（令和6年公告第899号）及び熊本市建設工事技術提案型総合評価一般競争入札試行要領（平成28年公告第242号）に規定する総合評価方式については、入札参加者のうち、落札者とならなかった者で、当該理由に対して不服がある者は、市長に対して、落札者として決定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

当該入札と同一の業種に登録がある熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号）第9条に規定する有資格業者（以下「有資格業者」という。）のうち、当該入札に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して指名されなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) 随意契約

当該契約と同一の業種に登録がある有資格業者のうち、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(4) 指名停止

措置要綱の規定による指名停止の措置を受けた者は、当該措置の内容について不服がある場合は、市長に対して当該措置の理由についての説明を求めることができる。

(5) 警告等

措置要綱の規定による警告等の措置を受けた者は、当該措置の内容について不服がある場合は、市長に対して当該措置の理由についての説明を求めることができる。

（苦情申立ての方法）

第5条 苦情申立ては、次の各号に掲げる期間内に、苦情申立書（様式第1号）により、市長に対して行うことができる。

- (1) 前条第1号アに掲げる苦情にあつては、落札決定日の翌日から起算して5日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内
- (2) 前条第1号イに掲げる苦情にあつては、競争入札参加資格がない旨の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内
- (3) 前条第1号ウに掲げる苦情にあつては、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内
- (4) 前条第2号に掲げる苦情にあつては、指名業者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内
- (5) 前条第3号に掲げる苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内
- (6) 前条第4号に掲げる苦情にあつては、当該措置の期間内
- (7) 前条第5号に掲げる苦情にあつては、当該措置を受けた日の翌日から起算して2週間以内

（苦情申立ての回答）

第6条 市長は、前条の苦情申立てがあつた場合は、次の各号に掲げる期間内に、苦情申立回答書（様式第2号）により、申立者に回答するものとする。

- (1) 前条第1号、第2号、第4号及び第5号にあつては苦情申立てをできる最終日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内
- (2) 前条第3号にあつては苦情申立てをできる最終日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内
- (3) 前条第6号及び第7号にあつては当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができる。

（苦情申立ての却下）

第7条 市長は、第5条に規定する申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。この場合において、市長は、苦情申立てをできる最終日から起算して3日（休日を除く。）以内に、苦情却下通知書（様式第3号）により、申立者にその旨を通知しなければならない。

（苦情申立ての教示）

第8条 市長は、一般競争入札にあつては入札説明書等により、指名競争入札、随意契約にあつ

ては掲示すること等により、指名停止にあつては指名停止通知書及び指名停止期間変更通知書により、警告等にあつては書面又は口頭により、苦情申立てができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第9条 市長は、第6条の規定による回答又は第7条の規定による却下を行ったときは、苦情処理結果概要(様式第4号)を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立てができる者)

第10条 苦情申立回答書又は苦情却下通知書(以下これらを「回答書等」という。)を受理した申立者であつて、当該回答書等による説明に不服がある者は、市長に対して再苦情申立てを行うことができる。

(再苦情申立ての方法)

第11条 再苦情申立ては、次の各号に掲げる期間内に、再苦情申立書(様式第5号)により、市長に対して行うことができる。

- (1) 第5条第1号から第5号までにあつては、苦情申立回答書等を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内
- (2) 第5条第6号にあつては、当該措置の期間内(回答書等を受け取った日の翌日から当該措置の終期までの期間が2週間を下回る場合にあつては、当該回答書等を受け取った日の翌日から起算して2週間以内)
- (3) 第5条第7号にあつては、回答書等を受け取った日の翌日から起算して2週間以内

(委員会に対する審議依頼)

第12条 市長は前条の再苦情申立てがあつたときは、当該申立てを却下する場合を除き、速やかに委員会に審議を依頼するものとする。なお、委員会の審議に係る具体的な手続き及び再苦情申立書の様式等については、本要綱及び熊本市入札等監視委員会運営要綱によるものとする。

(再苦情申立ての回答)

第13条 市長は、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、審議結果通知書(様式第6号)により、申立者に回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い市長が講じようとする措置の概要を申立者に対し明らかにするものとする。

(再苦情申立ての却下)

第14条 市長は、第11条に規定する申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。この場合において、市長は、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、再苦情却下通知書(様式第7号)により、申立者にその旨を通知しなければならない。

(再苦情申立ての教示)

第15条 市長は、苦情申立回答書により、再苦情申立てができる旨を教示するものとする

(再苦情処理結果等の公表)

第16条 市長は、第13条の規定による回答又は第14条の規定による却下を行ったときは、再苦情処理結果概要(様式第8号)を速やかに公表するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行し、一般競争入札にあつては同日以後に公告をするもの、指名競争入札にあつては同日以後に指名通知をするもの、随意契約にあつては同日以後

に見積書の提出を依頼するものについて適用する。

年 月 日

熊本市長（宛）

苦情申立者 住 所

氏 名

（電話番号）

苦 情 申 立 書

熊本市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情処理要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり苦情の申立てを行います。

記

- 1 苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容
- 2 不服のある事項
- 3 2の主張の根拠となる事項

発第 号
年（ 年） 月 日

苦情申立者 様

熊本市長

苦 情 申 立 回 答 書

年（ 年） 月 日付で苦情の申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1 苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容

2 苦情に対する説明

3 再苦情の申立てについて

この回答書による説明に不服がある場合は、次の各号に掲げる期間内に、再苦情申立書により、市長に対して再苦情の申立てを行うことができます。

- (1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に対する再苦情にあつては、苦情申立回答書又は苦情却下通知書（以下これらを「回答書等」という。）を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内
- (2) 指名停止に対する再苦情にあつては、当該措置の期間内（回答書等を受け取った日の翌日から当該措置の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答書等を受け取った日の翌日から起算して2週間以内）
- (3) 警告等に対する再苦情にあつては、回答書等を受け取った日の翌日から起算して2週間以内

発第 号
年（ 年） 月 日

苦情申立者 様

熊本市長

苦 情 却 下 通 知 書

年（ 年） 月 日付で苦情の申立てがあった不服事項等については、下記の理由により、却下することと決定しましたので通知します。

記

1 苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容

2 却下理由

3 再苦情の申立てについて

この却下理由に不服がある場合は、次の各号に掲げる期間内に、再苦情申立書により、市長に対して再苦情の申立てを行うことができます。

- (1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に対する再苦情にあつては、苦情申立回答書又は苦情却下通知書（以下これらを「回答書等」という。）を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内
- (2) 指名停止に対する再苦情にあつては、当該措置の期間内（回答書等を受け取った日の翌日から当該措置の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答書等を受け取った日の翌日から起算して2週間以内）
- (3) 警告等に対する再苦情にあつては、回答書等を受け取った日の翌日から起算して2週間以内

様式第4号 (第9条関係)

苦 情 処 理 結 果 概 要

1 苦情処理申立ての概要

申 立 日	年 (年) 月 日
申 立 者	住 所 氏 名
苦情の内容	1 苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容 2 不服のある事項 3 2の主張の根拠となる事項

2 回答の概要

回 答 日	年 (年) 月 日
回答の内容	

年 月 日

熊本市長（宛）

再苦情申立者 住 所

氏 名

（電話番号）

再 苦 情 申 立 書

熊本市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情処理要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり再苦情の申立てを行います。

記

- 1 再苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容
- 2 不服のある事項
- 3 2の主張の根拠となる事項

発第 号
年（ 年） 月 日

再苦情申立者 様

熊本市長

審 議 結 果 通 知 書

年（ 年） 月 日付で再苦情の申立てがあった不服事項等については、
下記のとおり結果を通知します。

記

1 再苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容

2 入札等監視委員会の審議結果

(1) 年（ 年） 月 日の審議

(2) 結果

※ ア 申立てが認められなかったとき

その旨と理由

イ 申立てが認められたとき

その旨

3 市の措置

※ 申立てが認められたときに記載

様式第8号 (第16条関係)

再 苦 情 処 理 結 果 概 要

1 苦情処理申立ての概要

申 立 日	年 (年) 月 日
申 立 者	住 所 氏 名
苦情の内容	1 苦情申立ての対象となる工事等の名称又は措置の内容 2 不服のある事項 3 2の主張の根拠となる事項

2 回答の概要

回 答 日	年 (年) 月 日
回答の内容	